## 報告第10号

市長専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、 別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年11月28日提出

渋川市長 星 名 建 市

## 専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和7年10月27日

渋川市長 星 名 建 市

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 星 名 建 市

乙

- (1) 甲は乙に対し、損害賠償金341,342円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 2 損害賠償額

3 4 1, 3 4 2 円